

## 令和7年12月泉南市農業委員会定例会

令和7年12月5日 午後3時30分  
市役所別館 1階 会議室1・2

・出席委員

(農業委員)

山下 博	岩本 和夫	奥田 清
宮内 栄作	東 和宏	伊藤 喜久
池上 安夫	森谷 豊	南 直樹
上野 寛治	立道 智恵	

(推進委員)

松本 一美	宮下 明	向井 彰一
戎野 繁	太佐 博	

・欠席委員

(農業委員) 湊 聰美

(推進委員) 西浦 賢二

事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今より令和7年12月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、湊委員より欠席の届出が出ております。出席委員については12名中11名で過半数以上出席しておりますので、会議は成立いたします。推進委員については西浦委員より欠席の届出が出ておりますので、5名の出席となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしくお願いします。

会長

皆さん、こんにちは。12月に入りまして大変お忙しい中、泉南市農業委員会12月定例会にご参加くださいましてありがとうございます。

さて、12月の大阪農業時報の一面に泉南市農業委員会の記事が掲載されております。本市では担い手対策について、泉南農業塾で営農指導や、新規就農時の農地の斡旋等を進めており、同塾からは8人が市内で新規就農し、他の卒業生も様々なかたちで同市農業に関わっております。その一人である○○さんは、市内で現在110アールの農地で玉ねぎを栽培し、また、青果の卸売、パッケージ、一次加工を行う株式会社の

会長 代表取締役も務めております。○○さんは平成28年に農業塾に入塾、栽培の基礎を学び、30アールの農地から就農されました。熱心に栽培する姿勢が評価され農地を現在の面積まで拡大されております。○○さんは今後について泉州玉ねぎの良さを知ってもらうためのPRと、更に栽培面積の拡大を頑張りたいと意気込みを語っております。

泉南市の農業を将来に残すためには、今後も農地の保全と担い手育成、残すべき農地の担い手への集積を引き続き進めていく必要がありますので、皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

それから、ご存知のとおり○○委員につきましては大阪府内の女性委員の中でも中心的な委員の1人として大活躍されており、先月の28日には滋賀県の東近江市にて開催された近畿・東海ブロックの女性委員研修会に参加されました。また、来る来週10日には第3回女性委員研修に参加されるとの事ですので何卒よろしくお願ひ致します。

さて、本日は議案が3件、報告案件が3件でございます。どうか最後まで慎重審議のほどよろしくお願ひします。

会長 それではこれより議事に入ります。

まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

#### 異議なしの声

会長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、4番 宮内委員、7番 伊藤委員にお願いいたします。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会長 それでは、令和7年議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和7年議案28号2件について朗読する。令和7年議案第28号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。No.1につきましては、○○委員お願ひいたします。

○○委員 報告させていただきます。以前から譲受人が管理耕作していたので何も問題ないと思います。

事務局

ありがとうございます。続きましてNo. 2につきましては、○○委員お願ひいたします。

○○委員

報告させていただきます。先日、事務局と現地確認しました。3年前からみかんの苗を少しだけ植えており、今後は柑橘類やぶどうを中心に栽培して増やす計画を立てているとの事で頑張ってもらいたいと思います。

事務局

ありがとうございます。議案第28号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、申請地の隣地、斜線の部分が譲受人の所有地です。譲渡人のご主人が約20年前に亡くなり、奥さんが相続されたのですが、親族にも農業経験者がいなかつたため、隣地を所有する譲受人にヤミ小作してもらっていましたが、この度、贈与する事となりました。集約化の観点からもメリットのある所有権移転となりました。

No. 2の現在の持分については、譲受人が6/8、譲渡人が二人合わせて2/8です。譲受人から見た両者の関係は、叔母といことであり、叔母が92歳、いとこが70歳と高齢化してきたため、持分を売買し所有権移転をすることとなりました。

登記地目は田となっており、農地ではありますが、もともと工場が建っていたため面積の約半分を現在も雑種地課税されており、固定資産税がかなりかかっているとの事です。ですので、承認後は早速、ぶどうやアボガド、かんきつ類を植えて、近い将来、課税地目も畑として認めてもらえるように耕作に励みたいとの事です。以上です。

会長

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の並びに地区担当委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長

よろしいですか。他に質問等ございませんか。

それでは質疑がないようですので、議案第28号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長

それではお諮りいたします。議案第28号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第28号は原案のとおり許可することといたします。

会長 続きまして、令和7年議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和7年議案第29号4件について朗読する。議案第29号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。

まず、No. 1につきましては、譲受人は申請地の隣地で〇〇を営んでおり、右隣の賃借地を訳あって地主に返す事となり代替地を探していたところ、遊休農地であった申請地を譲り受け、資材置場として活用するものです。

続きましてNo. 2につきましては、南部大阪都市計画地区計画区域内の農地です。農地区分は第1種農地であり、転用については原則不許可となっております。しかし、第1種農地の例外規定には流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設は転用可能とあります。転用目的は物流倉庫であり、物流倉庫は流通業務施設に該当しますので、許可申請が可能となりました。

転用面積は73筆、約44, 650m<sup>2</sup>で、ヘクタールに換算すると4haを超えます。農地法においては、4ha以上の農地を転用するには管轄の農業委員会に転用許可申請し、知事を経由して農林水産大臣の許可が必要と規定されています。

#### ○事業概要

構造：鉄骨5階建 高さ31m（高さは泉南市でNo.1となる）

建築面積 26, 916. 2m<sup>2</sup>

開発区域面積 48, 348. 5m<sup>2</sup>（非農地等を含む）

駐車場：乗用車77台、トラック駐車場：6台確保

No. 3につきましては、No. 2の物流センター同様、地区計画決定区域内農地であり、また、7月定例会でホームセンターの許可申請時においてご説明させていただいておりますが、農地区分は第1種農地で

あり、物販店舗用地では転用は原則不許可であったため、ホームセンター同様『地域未来投資促進法』の規定を用いての転用許可となります。被設定は全国19か所で近隣型ショッピングセンターの開発運営を行っている法人で、今回承認されれば泉南が20店舗目となります。

申請地を賃借し、都市計画法第29条の開発許可を受け、商業施設を建築する。

#### ○事業概要

スーパー・マーケット・ドラッグストア・物販・サービス・飲食等

棟数：6棟

建築面積：8,592.71m<sup>2</sup>

開発区域面積：32,641.84m<sup>2</sup>(非農地等を含む)

駐車場：乗用車367台、駐輪場：139台確保

No.4につきましては、○○自動車道の橋げたの耐震補強工事関係車両の駐車場として、令和5年7月の定例会で今月末までの一時転用の承認を得ております。工事は竣工したのですが、新たな追加工事の受注に伴い、一時転用期間を再来年9月まで延長することとなりました。以上です。

会長 それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 No.2とNo.3の転用については1種農地の特例と「地域未来投資促進法」による規制緩和の特例による転用という事で転用条件をクリア出来たと考えております。しかし、今後も水利の問題など色々な問題が起こってくる可能性がありますので、適宜、行政と相談しながら解決していただく事をお願いします。

また、以前に承認されたホームセンターはまだ開発許可がおりていないと聞いております。ただ、事務局も苦慮をされて、やっと転用許可までこぎつけたわけですから、相乗効果という事もあるかと思いますので、ホームセンターとショッピングモールの同時オープンが市にとっても理想的かとは思います。ショッピングモールの工期は8カ月程度だったかと思います。おそらく同時オープンになるのかとは思いますが、そうでないと何となくアンバランスな気がいたします。

- 事務局 許可の時期についてですが、通常4ha未満の転用の場合は、定例会での承認を得たのち、常設審議会に諮り、許可が下りれば許可証を発行するという流れです。しかし、4ha以上の場合には大臣協議が関わってまいります。事前に国と協議を行っており、概ね問題ありませんが、本日、定例会で承認いただき、常設審議会を経て、大阪府が農林水産大臣つまり国と協議を行って承認を得られれば大阪府が許可をだすという流れです。No.2について実際に許可がおりるのは1月上旬から中旬の予定と聞いております。
- 会長 農地の面積は44,650.20m<sup>2</sup>となっていますが、全体でどれくらいですか。
- 事務局 雜種地が2筆と、里道、水路を含めると実測50,165.20m<sup>2</sup>です。
- 会長 私は2年程、常設審議委員会に出席していますが、このような大規模な案件は初めてです。
- 事務局 大阪府下で「地域未来投資促進法」による規制緩和の特例による転用は本市が初めてです。たくさん問い合わせがきておりますので、前例となって増えていくのではないかと思っております。
- 会長 以前に○○県に進出してきた海外の半導体企業が、10倍から20倍の開発を行ったのですが、そのために作られた法律が「地域未来投資促進法」です。この法律を活用して地方のインター・チェンジのそばに大きな開発があちこちで行われています。ただ、都市農地を抱える我々にとっては、それぞれの地域にあった対応があつてしかるべきだと思います。しかし、法律というものはそういう訳にはいきません。今後、我々は残された農地を守り、10年後の農地を守るために、新しい人材の育成や地域計画のプラスアップの議論を重ねていかざるをえないと思っておりますのでよろしくお願いします。
- 会長 よろしいですか。他に質問等ございませんか。
- それでは質疑がないようですので、議案第29号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第29号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり許可することといたします。

会長 続きまして令和7年議案第30号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の延長について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第30号を朗読する前に、泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により○○委員に退席を求めるものですが、会長いかがでしょうか。

会長 着席のままで結構です。ただし、議決権はございませんので、挙手はされないようお願いします。

事務局 それでは、議案書を朗読させて頂きます。令和7年議案第30号5件について朗読する。議案第30号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。No. 1につきまして、○○委員よろしくお願いします。

○○委員 報告させていただきます。今月の農業時報でも紹介されている方です。当該地で玉ねぎの苗代をしています。約110アールを貸借し玉ねぎを栽培しています。今はマルチ張りの機械も導入して、マルチを張っています。来年からは移植機での移植ですが、淡路島方式の4条植えで、現在は手植えで植え付けをしています。5、6人でやっていますが、収穫の際などにはもう少し人手が欲しいという事です。昨年は一枚収穫が出来なかつたそうで、試行錯誤しながらやっているようです。

事務局 ありがとうございます。No. 2とNo. 3につきましては、○○委

員よろしくお願ひします。

○○委員 報告させていただきます。ネギを作っていますので、問題ないかと思います。

事務局 ありがとうございます。No. 4とNo. 5につきましては、○○委員よろしくお願ひします。

○○委員 耕作しておりますので、問題ありません。

事務局 ありがとうございます。利用集積の延長につきましては、両者の意思で貸借期間を延長し、委員さんにも現地確認していただいており、説明については割愛させていただきます。また、次回より報告案件とさせていただきます。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区担当委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 よろしいですか。

それでは質疑がないようですので、議案第30号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第30号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり決定することといたします。

会長 次に、報告事項に入ります。令和7年報告第20号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

- 事務局 令和7年報告第20号1件について朗読する。報告第20号につきまして事務局より補足説明させていただきます。届出地については、転用届を提出せずに住宅を建築されており、地目変更登記を行うため、始末書と一緒に届出されました。ちなみに、建築時期については15年前の平成22年だそうで、固定資産税についてはすでに宅地課税されております。
- 会長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。
- 会長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。  
特に発言がないようですので、以上で報告第20号を終了します
- 会長 続きまして令和7年報告第21号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。  
事務局より報告事項の説明をお願いします。
- 事務局 令和7年報告第21号3件について朗読する。報告第21号につきまして事務局より補足説明させていただきます。  
No. 1とNo. 2につきましては、先月の定例会では斜線部分の転用報告をさせていただいております。引き続いて譲受人の事業拡大による届出です。当該地については生産緑地の解除手続中であったため届出が遅れましたが、手続きが完了したため今月の報告となりました。  
No. 3の譲渡人については、報告第20号の届出者であり、394m<sup>2</sup>、約120坪の売買です。転用目的が貸駐車場である為、どなたからの要望で整備するのかと尋ねたところ、詳細については未定であるとの返答でした。以上です。
- 会長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。
- 会長 よろしいですか。他に質問等ございませんか。  
特に発言がないようですので、以上で報告第21号を終了します
- 会長 続きまして、令和7年報告第22号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事

項の説明をお願いします。

事務局

令和7年報告第22号8件について朗読する。報告第22号について事務局より作付け状況について報告させて頂きます。

No. 1 の①番については、○○委員と現地確認を行い、現況は米跡、No. 1 の②番については○○委員と現況確認を行い、自家野菜を植えていましたので問題ありません。

No. 2 と No. 3 は○○推進委員と現況確認を行い、No. 2 は米跡、No. 3 の①番は果樹、その他 4 筆は米跡を確認しましたので問題ありません。

No. 4 は、○○推進委員と現地確認を行いました。①番は自家野菜、②番から④番については畠立てを⑤番は竹林を確認しましたので問題ありません。

No. 5 の①番については○○委員と確認しました。さつまいもと枝豆を耕作されていました②番③番については利用集積しており、借り手の○○(株)が○○ファームとしてフルーツトマトを耕作されていましたので、問題ありません。

No. 6 も、○○委員と現地確認を行いました。自家野菜のほか、みかんや花卉の果樹を栽培されていましたので、問題ありません。以上です。

No. 7 と No. 8 は、○○推進委員と現地認を行いました。2 筆とも米跡を確認しましたので問題ありません。

会長  
会長

ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長

よろしいですか。

特に質問がないようですので、以上で報告第22号を終了します。

会長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

午後4時15分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和 7 年 1 月 泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人

署名人